

文 第 3417号
平成28年3月25日

各市町村教育委員会教育長 殿
(文化財担当課扱い)

宮城県教育委員会
教育長 高橋 仁

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の
当面の取扱いの終了について (通知)

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴い平成23年3月30日付け文第2251号で、別紙写のとおり、当分の間、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条、第94条、第96条及び第97条の規定による届出又は通知を要しないとの取扱いとしておりましたが、復旧工事の進捗等を鑑み、当面の取扱いを平成28年3月31日で終了いたしますので、御了知の上、適切に対応願います。また、併せて関係部署等に周知願います。

なお、震災の復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、被害の大きかった沿岸部を中心に復興事業が継続していることから、引き続き、平成23年6月3日付け文第268号通知のとおりといたしますので、承知願います。

担 当	宮城県教育庁文化財保護課 埋蔵文化財第一班 高橋
電 話	022-211-3684
F A X	022-211-3693
メー ル	takahashi-ei794@pref.miyagi.jp

文 第 3417号
平成28年3月25日

仙台市教育委員会教育長 殿
(文化財課扱い)

宮城県教育委員会
教育長 高橋 仁

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の
当面の取扱いの終了について (通知)

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴い平成23年3月30日付け文第2251号
で、別紙写のとおり、当分の間、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第94条、
第97条の規定による届出又は通知を要しないとの取扱いとしておりますが、復旧工事
の進捗等を鑑み、当面の取扱いを平成28年3月31日で終了いたしますので、御了知
の上、適切に対応願います。また、併せて関係部署等に周知願います。

なお、震災の復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、被害の大きかった沿岸
部を中心に復興事業が継続していることから、引き続き、平成23年6月3日付け文第
268号通知のとおりといたしますので、承知願います。

担 当	宮城県教育庁文化財保護課 埋蔵文化財第一班 高橋
電 話	022-211-3684
F A X	022-211-3693
メー ル	takahashi-ei794@pref.miyagi.jp